

第49回下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項 (令和3年9月29日開催)

国は9月28日、19都道府県の緊急事態宣言と8県へのまん延防止等重点措置について、期限となる9月30日で解除することを決定しましたが、感染の再拡大を防止する観点から、宣言の解除を受けた都道府県における対策の緩和については、段階的に行うこととしています。

一方、茨城県は9月27日、新規陽性者数や病床稼働数が改善したことから、県内の感染状況を示す県独自の指標について、「ステージ3」(感染が拡大している状態)から「ステージ2」(感染が概ね抑制できている状態)へ引き下げるとともに、宣言解除後の新たな対策を発表しました。これに伴い、10月からほぼ全ての行動制限が解除されることとなります。

本市においては、直近1週間の新規陽性者数が人口1万人当たり1.9人と、「感染拡大市町村」の指標1.5人を超えていることから、市民の皆さまには引き続き気を緩めることなく、感染症対策の実施についてご協力をお願いします。

本市では、感染状況及び国・県の方針を受け、10月1日(金)からは以下のとおり対応することとします。

本市の対応について

(1) 各部署の事業・行事等について

- 感染症対策を徹底したうえで実施することとする。但し、大規模事業については、事前に関係機関・部署と綿密な協議を重ね、また、準備期間や収容人数、感染状況等を十分考慮したうえで、然るべき時期に所管部署等において実施の判断を行う。

(2) 公共施設等について

- 公共施設等は、原則開放とする。

※上記決定事項については、感染状況等や国・県の動向により変更となる場合があります。